

デビットカード取引規定の改定について

お客様各位

筑後信用金庫

平素より、当金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

さて、現在お客様におかれましては、下記①のマーク*等が設置されているJ-Debitの加盟店（既存加盟店等）において、当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただいているところです。

2018年4月2日より、新たにキャッシュアウト（概要は下記のとおり）等が可能となりますが、誠に恐縮ながら、**当金庫ではキャッシュアウト等に未対応でございます。**

このため、下記②のマーク等が設置されている加盟店（キャッシュアウトに対応する加盟店等）においては、当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただくことができませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、上記に伴い、当金庫では2018年4月2日以降デビットカード取引規定を改定いたします。

なお、下記①のマーク等が設置されているJ-Debitの加盟店（既存加盟店等）においては、引き続き当金庫キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただけます。

※J-Debitが利用できる加盟店に設置されるマークであり、正式にはアクセプタンスマークといえます。

①既存加盟店等に設置されているマーク



②キャッシュアウトに対応する
加盟店等に設置されているマーク



<J-Debitとは>

- J-Debitとは、金融機関で発行されたキャッシュカードが、お買い物やお食事代のお支払いにそのままご利用いただけるサービスの名称です。

<キャッシュアウトとは>

- J-Debitの仕組みを利用して加盟店のレジ等で現金を引き出すことです。
- デビットカードでのお買い物代等のお支払いと同時に行うこと等が可能であり、キャッシュアウトに対応する加盟店でのみ可能です。

<デビットカード取引規定の主な改定内容>

- 加盟店で当金庫キャッシュカードがデビットカードとして利用できない場合がある旨を追記しております。

以上

デビットカード取引規定新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1. 適用範囲</p> <p>次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード[当金庫がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）]を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>① <u>日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</u></p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人</p> <p>③ 規約を承認のうえ、協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人また</p>	<p>1. 適用範囲</p> <p>次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード[当金庫がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち、普通預金（総合口座取引の普通預金および利息のつかない普通預金を含みます。以下同じです。）その他当金庫所定の預金のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）]を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>① <u>日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</u>。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>③ 規約を承認のうえ、<u>機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人また</u></p>

デビットカード取引規定新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>は個人</p> <p>④ その他当金庫が認めた法人または個人</p> <p>2. 利用方法等 ～ 6. 規定の適用 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>たは個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</p> <p>④ その他当金庫が認めた法人または個人</p> <p>2. 利用方法等 ～ 6. 規定の適用 省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>